

石狩市情報公開・個人情報保護審査会 資料

- 1．住民基本台帳ネットワークシステムの構築について P 1
- 2．住民基本台帳ネットワークシステムの構築タイムスケジュール . . . P 2
- 3．住民基本台帳ネットワークシステムのイメージ P 3
- 4．住民基本台帳ネットワークシステムにおける個人情報の保護 . . . P 4
＜都道府県・指定情報処理期間で保有する情報の限定＞
- 5．住民基本台帳ネットワークシステムにおける個人情報の保護 . . . P 5
＜住民票コードの利用の限定＞
- 6．住民基本台帳ネットワークシステムにおける個人情報の保護 . . . P 5
＜外部からの侵入と内部の不正利用の防止＞

石 狩 市

1．住民基本台帳ネットワークシステムの構築について

趣 旨

各種行政の基礎であり居住関係を公証する住民基本台帳のネットワーク化を図り、4情報（氏名・住所・性別・生年月日）と住民票コード等により、地方公共団体共同のシステムとして、全国共通の本人確認ができる仕組みが構築されます。

高度情報化社会に対応して、住民の負担の軽減・サービスの向上、国・地方を通じた行政改革が図られます。

システムの活用

1．住民基本台帳事務の効率化

住民票の写しの広域交付

全国どこの市町村でも自分の住民票の写しがとれるようになります。

転入転出の特例

窓口に行くのは転入時1回だけですむようになります。

2．国の機関等への情報提供

（4情報と住民票コード等）

法令上明確に規定された分野で住所確認、生存確認等に活用されます。（別添資料参照）

（例）雇用保険の給付、労災保険の給付、恩給・共済年金の支給、建築士の免許、宅建資格の登録

住民が住民票の写しを取ったり、証明を受けに行かなくてすむようになります。

年金の過払防止等、行政運営の簡素化・効率化に役立ちます。

3．住民基本台帳カード

本人の希望により、市町村がカードを交付します。

住民票の広域交付、転入転出の特例処理の手続きに活用することになります。

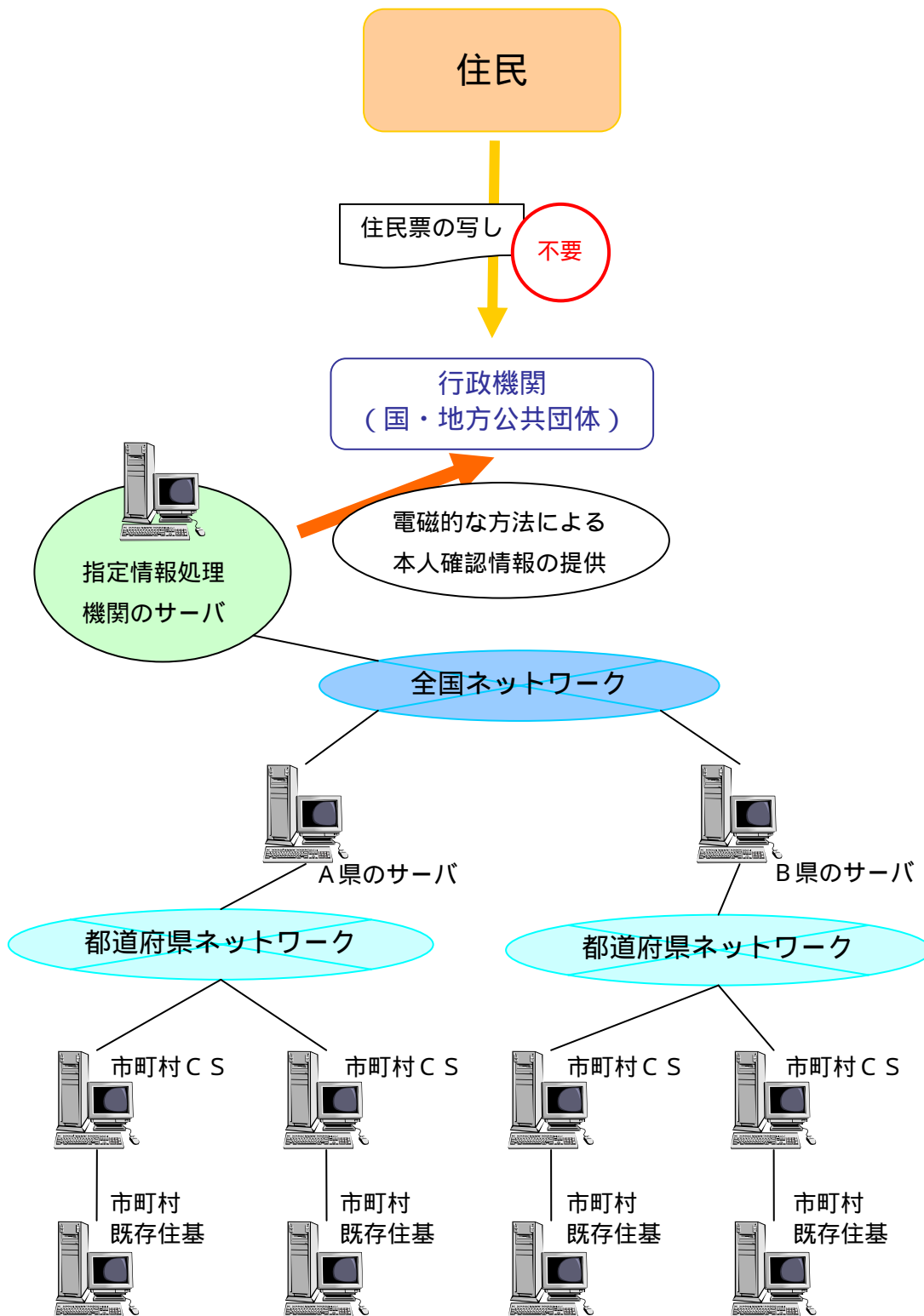
福祉カード、印鑑登録カード、施設利用カードなど条例で定める機能を追加できます。

写真を貼って身分証明書としても活用可能です。

2. 住民基本台帳ネットワークのタイムスケジュール

～ 13年度	14年度	15年度
<p>11.8</p> <ul style="list-style-type: none"> 改正住民基本台帳法成立 <p>システム構築</p> <ul style="list-style-type: none"> 指定情報処理期間の指定 基本設計 全国ネットワーク整備 既存住基システムの改修 	<p>14.8</p> <p>ネットワークシステム第1次稼働</p> <p>< 本人確認情報の提供 ></p> <ul style="list-style-type: none"> 行政機関等へ本人確認情報の提供開始 <p>【効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> 住民票の写しの提出の省略化 年金の過払い防止等行財政の効率化 <p>【本人確認情報の利用例】</p> <ul style="list-style-type: none"> 年金、恩給等の支給 不動産鑑定士の登録 建築士の免許等 	<p>15.8</p> <p>システム第2次稼働</p> <p>住民基本台帳カード交付</p> <ul style="list-style-type: none"> 住民票の写しの広域交付 転入転出の特例処理 住基カードの空き領域を利用した市町村の独自利用の開始

3. 住民基本台帳ネットワークシステムのイメージ



4. 住民基本台帳ネットワークシステムにおける個人情報の保護

< 都道府県・指定情報処理機関で保有する情報の限定 >

都道府県や指定情報処理機関が保有する情報は、4情報（氏名・住所・性別・生年月日）と住民票コード・付随情報に法律で限定されています。

（改正住民基本台帳法第30条の5第1項）

都道府県や指定情報処理機関が情報提供を行う行政機関の範囲や利用目的を法律で具体的に限定しています。また、行政機関が提供された情報を目的外利用することを禁止しています。

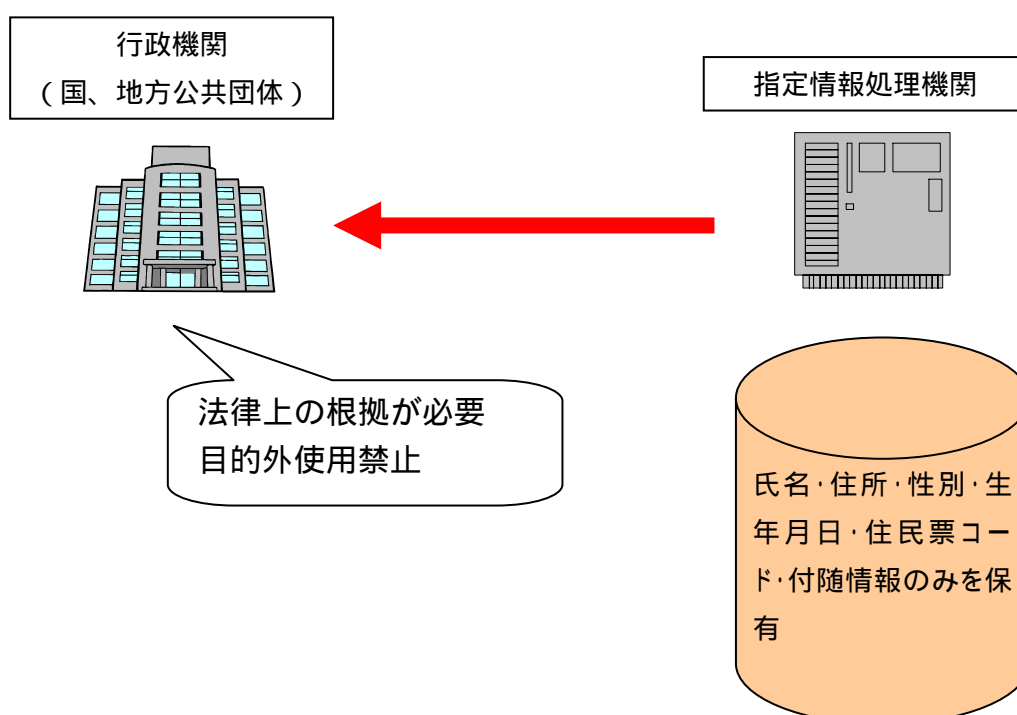
（改正住民基本台帳法第30条の7、第30条の8）

（住民基本台帳法第30条の10）

（改正住民基本台帳法第30条の34）

住民票の写しの交付、転入転出の特例等の際には、市町村から市町村へ、続柄、戸籍の表示等の情報も送信されますが、都道府県や指定情報処理機関のコンピュータに保有されることはありません。また、これらのコンピュータを通過することはありません。

（改正住民基本台帳法第24条の2第4項及び第5項）



5．住民基本台帳ネットワークシステムにおける個人情報の保護

< 住民票コードの利用の限定 >

民間部門が住民票コードを利用することは禁止されています。特に、民間部門が住民票コードの記録されたデータベースを作成したり、契約に際し住民票コードの告知を要求すると、刑罰(1年以下の懲役または50万円以下の罰金)が科せられます。

(改正住民基本台帳法第30条の43)

(改正住民基本台帳法第44条)

行政機関が住民票コードを利用することも法律により具体的に限定しています。

(改正住民基本台帳法第30条の42)

住民票コードは、無作為の番号で、住民の申請により、いつでも変更できます。

(改正住民基本台帳法第30条の3)

6．住民基本台帳ネットワークシステムにおける個人情報の保護

< 外部からの侵入と内部の不正利用の防止 >

外部からの侵入の防止

専用回線の利用、ファイヤーウォール・IDS(侵入検知装置)の設置により、不正侵入を防止します。

通信を行う際には、データを暗号化します。また、通信相手のコンピュータの正当性を確認してから通信を行うことにより、通信相手のなりすましを防止します。

万が一の場合は、「緊急時対応計画」に基づき、ネットワークの運営を停止するなど、個人情報保護を最優先した運営を行います。

内部不正利用の防止

地方公共団体・指定情報処理機関のシステム操作者に守秘義務を課し、刑罰を加重します。(通常は1年以下の懲役または30万円以下の罰金 2年以下の懲役または100万円以下の罰金)

また、委託業者が秘密を漏らした場合も、同じ刑罰が科せられます。

(住民基本台帳法第42条)

地方公共団体・指定情報処理機関において、操作者用ICカードやパスワードによる厳格な確認を行い、正当なシステム操作者しかコンピュータを操作することができません。また、システム操作者ごとに住基ネットが保有するデータへ接続できる範囲が限定されます。

コンピュータの使用記録を保存し、定期的な監査を行うことにより、いつ、だれが、コンピュータを利用したのか、追跡調査ができるようになります。

全国で地方公共団体・指定情報処理機関のシステム操作者のセキュリティ研修会が実施されます。

誰でも、都道府県・指定情報処理機関に対して、自己の本人確認情報の開示請求ができます。

(住民基本台帳法第30条の37第1項)

ファイヤーウォール

ネットワークからの不正な侵入を防ぐシステム。ネットワークからの要求に対する対応を必要最小限に限定し、以外の要求をシャットダウンするもの。

IDS

侵入検知装置。リアルタイムでネットワークを流れている情報(データ)を監視し、おかしい情報の流れがあれば警告を発するなど、不正侵入などに対する処置を行うシステム。